

# 「診療情報管理士の現況調査」を振り返って

中 村 洋 一

茨城県立医療大学教授  
診療情報管理士教育委員会委員  
専門課程小委員会委員長

平成16年8月に実施された「診療情報管理士（診療録管理士含む）の現況調査アンケート」の結果については、報告書（平成17年3月）にもまとめられ、また、平成17年9月15、16日に秋田で開催された第31回日本診療録管理学会学術大会でも発表（「診療情報管理士は時代の要請に込えているか」）があったので、ご存知の受講生も多いと思います。この調査は、診療情報管理士を対象とした初の全国調査で、これから診療情報管理士を目指す受講生の皆様にも、示唆に富む結果だったと思います。なお、調査票の回収率は39.6%（郵送数7,415件、あて先不明等の返戻数1,139件、回答数2,933件）でした。

結果の一部を振り返ってみると、「あなたは現在、診療情報管理士の業務についていますか」という質問に対する回答は、「はい」38.3%、「いいえ」44.8%、「以前就いていた」10.8%などでした。また、「はい」と答えた38.3%の診療情報管理士に「業務の内容についてお尋ねします（管理業務、伝票処理、コーディング、その他）」と質問したところ、それぞれの回答率（複数回答）は76.5%、19.3%、78.2%、18.6%で、やはりコーディングに携わっている比率が一番高い結果でした。今回の調査では、「いいえ」と答えた44.8%の理由は不明ですが、働きたいけど就職先が見つからない診療情報管理士がいる一方、（私の病院もそうでしたが）募集してもなかなか応募がない病院もあるようです。

今回の調査では、回収率が39.6%だったこともあり、この調査結果をそのまま診療情報管理士の現況であると考えずにはいきません。非回収の情報も考慮する必要がありますからです。診療情報管理課程通信教育の「医療統計学」では、社会調査法や実験計画法まで触れることはできませんが、統計手法を適用し、実態を把握するためには、そのデータの質が問われます（病院統計でも同様です）。昨今、多くの社会調査が回答率の低下に悩んでいます。今年も国勢調査年でした。国などが統計法に基づいて実施する指定統計調査については、調査対象となる人や法人に対して申告義務が課せられています。そして、違反者には罰則（六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金）が適用される場合があり、この種の調査の重要性が窺えます。

日本病院会では、今後もこのような調査を継続して実施し、診療情報管理士の実態を把握することにより、医療における診療情報管理の質の向上のための教育や卒業後教育についての改善を検討していく予定です。ついては、受講生の皆様にも、診療情報管理士の資格を取得された後には、ぜひともこのような調査にご回答いただき、診療情報管理士の未来のために、ご協力いただきたいと思います。お願い申し上げます。